

## 平成 30 年度山梨県内における雇用均等行政関係法令施行状況

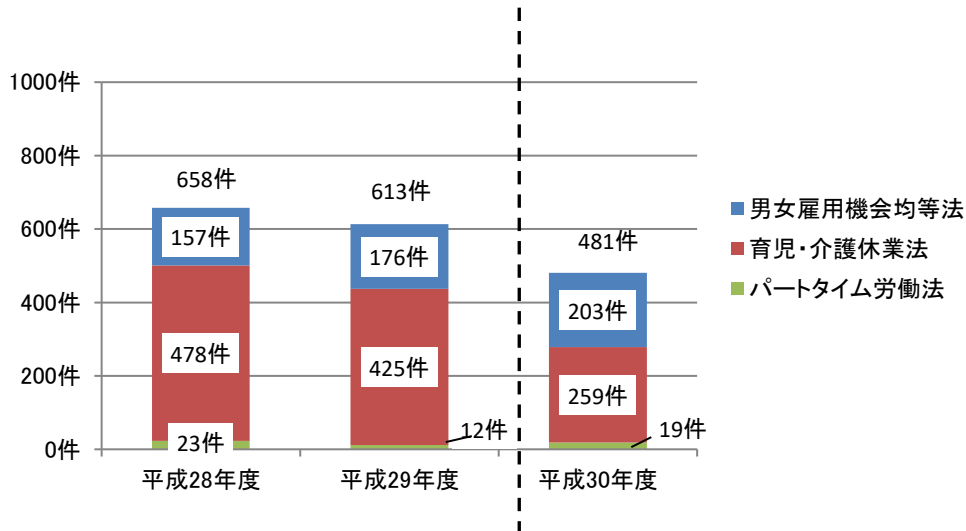
～ 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する  
相談、是正指導、紛争解決の援助の状況を取りまとめ ～

### 1 雇用環境・均等室で取り扱った相談、是正指導の状況・総数

#### (1) 相談状況

平成 30 年度に山梨労働局雇用環境・均等室に寄せられた相談は 481 件である。男女雇用機会均等法に関する相談は 203 件、育児・介護休業法に関する相談は 259 件、パートタイム労働法に関する相談は 19 件であった。(図表1)

図表1 相談件数の推移



#### (2) 是正指導状況

雇用環境・均等室では、相談を端緒とするほか、法に沿った雇用管理状況の把握等を目的として、計画的に事業所訪問指導等を行っている。

平成 30 年度は延べ 596 件の行政指導を行った。内訳は、育児・介護休業法に関するものが 310 件(52.0%)と最も多く、男女雇用機会均等法に関するものが 124 件(20.8%)、パートタイム労働法に関するものが 162 件(27.2%)であった。

#### (3) 紛争解決援助の状況

紛争の解決援助の申立て(労働局長による援助及び調停)は6件(前年度8件)であった。

### 2 男女雇用機会均等法の施行状況

#### (1) 相談状況

相談件数は 203 件であった。内訳をみると、「セクシュアルハラスメント」に関するものが 108 件で全体の 53.2%を占め、次いで「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」等が 42 件(20.7%)となっている。(図表2)

図表2 男女雇用機会均等法相談内容の内訳

相談内容	件数	構成比
性差別(募集・採用、配置・昇進、教育訓練、間接差別等)	4件	2.0%
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	42件	20.7%
セクシュアルハラスメント	108件	53.2%
妊娠・出産等に関するハラスメント	19件	9.3%
母性健康管理措置	28件	13.8%
その他(ポジティブ・アクション等)	2件	1.0%
合計	203件	100.0%

## (2) 指導状況

法第 29 条に基づき、120 事業場を対象に 124 件の助言を行った。内容は、「妊娠・出産等に関するハラスメント」が 76 件(61.3%)と最も多く、次いで「セクシュアルハラスメント」が 26 件(21.0%)となっている。(図表3)

図表3 男女雇用機会均等法指導内容の内訳

指導内容	件数	構成比
募集・採用	0件	0.0%
配置・昇進・降格・教育訓練等	0件	0.0%
間接差別	0件	0.0%
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	0件	0.0%
セクシュアルハラスメント	26件	21.0%
妊娠・出産等に関するハラスメント	76件	61.3%
母性健康管理措置	22件	17.7%
その他	0件	0.0%
合計	124件	100.0%

## (3) 紛争解決援助の状況

法第 17 条に基づく労働局長による紛争解決援助の申立件数は2件(前年度5件)だった。申立内容は、「セクシュアルハラスメント」、「妊娠・出産等に関するハラスメント」に係るものであった。法第 18 条に基づく調停の申請は1件(前年度0件)だった。申請内容は、「セクシュアルハラスメント」に係るものであった。

### 3 育児・介護休業法関係

#### (1) 相談状況

相談件数は259件である。内訳をみると、育児関係が194件(74.9%)、介護関係は64件(24.7%)等となっている。育児関係では「育児休業」が87件(44.8%)となっており、次いで、「育児休業以外(子の看護休暇、所定労働時間の短縮措置等など)」が62件(32.0%)、「育児休業に係る不利益取扱い」が22件(11.3%)となっている。介護関係では、「介護休業」が28件(43.8%)、次いで、「介護休業以外(介護休暇、所定労働時間の短縮措置等など)」が24件(37.5%)となっている。(図表4)

図表4 育児・介護休業法関係相談内容の内訳

相談内容		件数	構成比	
育児関係	育児休業	87件	44.8%	74.9%
	育児休業以外（子の看護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等、労働者の配置に関する配慮）	62件	32.0%	
	育児休業に係る不利益取扱い	22件	11.3%	
	育児休業以外に係る不利益取扱い（子の看護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、3歳までの所定労働時間短縮措置、紛争解決援助又は調停申請に関する不利益取扱い）	10件	5.2%	
	育児休業等に関するハラスメントの防止措置	13件	6.7%	
	小計	194件	100.0%	
介護関係	介護休業	28件	43.8%	24.7%
	介護休業以外（介護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等、労働者の配置に関する配慮）	24件	37.5%	
	介護休業に係る不利益取扱い	2件	3.1%	
	介護休業以外に係る不利益取扱い〔介護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等(義務)、紛争解決援助又は調停申請に関する不利益取扱い〕	1件	1.6%	
	介護休業等に関するハラスメント防止措置	9件	14.0%	
	小計	64件	100.0%	
その他(職業家庭両立推進者等)		1件		0.4%
合計		259件		

#### (2) 指導状況

法第56条に基づき、135事業所を対象に310件の助言を行った。

育児関係は140件で、内訳については、努力義務を除くと、「育児休業等に関するハラスメント防止措置」が68件(48.6%)、「育児休業制度」が17件(12.1%)と多くなっている。介護関係は157件で、内訳については、努力義務を除くと、「介護休業等に関するハラス

メント防止措置」が 68 件(43.3%)、「介護休業制度」が 25 件(16.0%)と多くなっている。(図表5)

図表5 育児・介護休業法指導内容の内訳

指 導 内 容		件 数	構 成 比
育 児 関 係	休業制度	17 件	12.1%
	子の看護休暇	5 件	3.6%
	所定外労働の制限	1 件	0.7%
	時間外労働の制限	4 件	2.8%
	深夜業の制限	0 件	0.0%
	3歳までの所定労働時間の短縮措置等	6 件	4.3%
	小学校就学までの所定労働時間の短縮措置等	39 件	27.9%
	休業等に関するハラスメント防止措置	68 件	48.6%
	休業期間等の通知	0 件	0.0%
	小計	140 件	100.0%
介 護 関 係	休業制度	25 件	16.0%
	介護休暇	1 件	0.6%
	所定外労働の制限	1 件	0.6%
	時間外労働の制限	1 件	0.6%
	深夜業の制限	0 件	0.0%
	所定労働時間の短縮措置等(義務)	19 件	12.1%
	所定労働時間の短縮措置等(努力義務)	42 件	26.8%
	休業等に関するハラスメント防止措置	68 件	43.3%
	休業期間等の通知	0 件	0.0%
	小計	157 件	100.0%
職業家庭両立推進者		13 件	
合 計		310 件	

### (3) 紛争解決援助の状況

法第 52 条の 4 に基づく労働局長による紛争解決援助の申立件数は 3 件(前年度 3 件)だった。申立内容は、「育児休業」、「3 歳までの所定労働時間の短縮措置等」、「介護休業に関するハラスメント」であった。法第 52 条の 5 に基づく調停の申請は 0 件(前年度 0 件)だった。

## 4 パートタイム労働法関係

### (1) 相談状況

相談件数は 19 件で、内訳をみると、「均等・均衡待遇関係」に関する相談が 7 件 (36.8%)、「体制整備」が 1 件 (5.3%)、「正社員転換」が 6 件 (31.6%)、「その他」が 5 件 (26.3%)となっている。(図表6)

図表6 パートタイム労働法関係相談内容の内訳

相談内容	件数	構成比
均等・均衡待遇関係（短時間労働者の待遇の原則、差別的取扱いの禁止、賃金の均衡待遇、教育訓練、福利厚生施設）	7 件	36.8%
体制整備（労働条件の文書交付等、就業規則の作成手続、措置・待遇に関する説明、相談のための体制整備、短時間雇用管理者の選任）	1 件	5.3%
正社員転換	6 件	31.6%
その他（指針等）	5 件	26.3%
合計	19 件	100.0%

### (2) 指導状況

法第 18 条に基づき、140事業所を対象に162件の助言を行った。

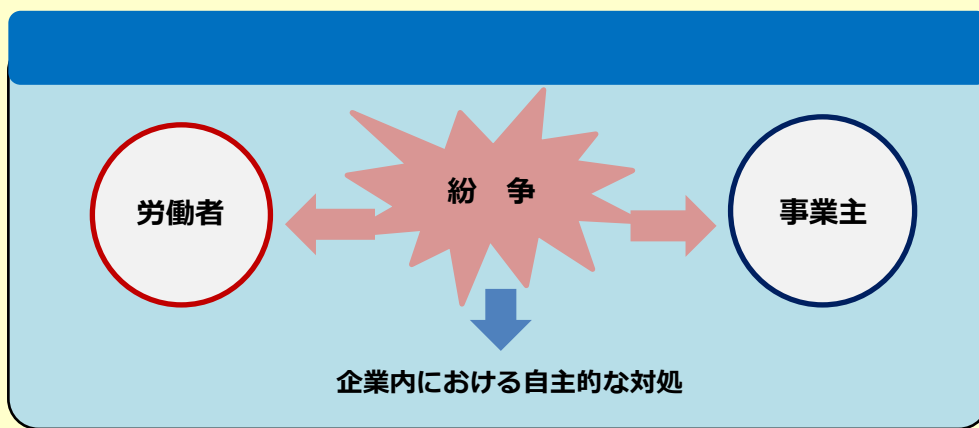
内訳は、「労働条件の文書交付等」、「通常労働者への転換」がそれぞれ 61 件 (37.7%) で最も多く、次いで「相談体制の整備」が 34 件 (20.9%)となっている。(図表7)

図表7 パートタイム労働法指導内容の内訳

指導内容	件数	構成比
労働条件の文書交付等	61 件	37.7%
就業規則の作成手続	0 件	0.0%
差別的取扱いの禁止	0 件	0.0%
賃金	6 件	3.7%
教育訓練	0 件	0.0%
福利厚生施設	0 件	0.0%
通常の労働者への転換	61 件	37.7%
措置・待遇に関する説明	0 件	0.0%
相談体制の整備	34 件	20.9%
短時間雇用管理者	0 件	0.0%
その他（指針等）	0 件	0.0%
合計	162 件	100.0%

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく

## 紛争解決援助制度の概要



未解決

### 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

- 男女雇用機会均等、育児・介護休業、パートタイム労働等に関する相談の受付
- 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく紛争解決援助制度の説明

### 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく紛争解決の援助の対象となる紛争

簡単な手続きで、迅速に行政機関に解決してもらいたい場合

都道府県労働局長

都道府県労働局長による助言・指導・勧告

公平、中立性の高い第三者機関に援助してもらいたい場合

調停会議

調停会議による調停・調停案の作成・受諾勧告

都道府県労働局長

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく行政指導